火薬類輸入許可(法第24条)

火薬類を輸入しようする方は、火薬類輸入許可申請書、火薬又は爆薬にあっては成分及び配合比、火工品にあってはその構造及び組成を記載した書類を陸 揚地を管轄する都道府県知事に提出してください。

輸入の許可は本土に陸揚げする前に(便が日本に到着する前)に受けなければなりません。したがって、<u>申請は陸揚げする日の10日以上前</u>に行ってください。

なお、輸入許可を受けた後、許可申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、輸入の目的、並びに輸入港名を除く)に変更が生じた場合は、遅滞なく「記載事項変更届出書」を提出してください。

○提出書類

- 1 火薬類輸入許可申請書
- 2 輸入火薬一覧表
 - (1)煙火
 - ①輸入明細書
 - ②注文票(オーダーシート、インボイス等)の写し
 - ③輸入承認証明書の写し(輸入承認が不要な場合は、その旨を明記すること)
 - ④成分や構造等がわかる製造元の書類(根拠資料)
- 3 保管承諾書(他人の所有又は占有する火薬庫等に貯蔵する場合)
- 4 貯蔵明細書(自己の火薬庫への保管に関する状況等)
- 5 申請手数料
 - (1) 申請に係る火薬及び爆薬の数量が25kg以下の場合

12,000円

(2)申請に係る火薬及び爆薬の数量が25kgを超える場合25,000円

○提出部数 電子申請の場合は1部

窓口申請の場合は1部(受付印が必要な場合は申請書を2部)

※記載事項変更届

- 1 火薬類輸入許可申請書の記載事項変更届出書
- 2 輸入許可省の写し
- 3 変更を証明する書類
 - ※輸入許可を受けた者が、輸入しない(しなかった)場合は、記載事項変更届に許可書を添えて提出(返納)してください。

○申請にあたっての注意事項

- 1 輸入する火薬類の種類及び数量、輸入の目的および輸入港名を変更しようとするときは、改めて許可を申請する必要があります。
- 2 火工品、煙火以外の火薬類を輸入する場合は、輸入後法36条に規定する安定度試験報告が必要です。